

一般社団法人栄町シルバー人材センター定款

平成21年10月23日
改正 平成24年 9月29日
改正 平成25年 5月18日
改正 平成27年 6月 4日

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人栄町シルバー人材センターと称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、事務所を千葉県印旛郡栄町龍角寺33番に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、栄町内に居住する高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 高齢者の就業に関する情報の収集および提供
- (2) 高齢者の就業に関する調査研究
- (3) 高齢者の就業に関する相談
- (4) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のための就業機会の確保及び組織的な提供
- (5) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高齢者のために職業紹介事業又は一般労働派遣事業
- (6) 高齢者に対する臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習会等の実施
- (7) その他前6号の事業を達成するために必要な事業

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第 5 条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会員の種類)

第 6 条 当法人の会員は、正会員、特別会員及び賛助会員の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

2 正会員は、当法人の目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得たものとする。

(1) 栄町に居住し、原則として60歳以上の者であること

(2) 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加を希望する者であること

3 特別会員は、センターに功労があった者又は学識経験者で、センターの事業運営に必要と認めて、会長が推薦し、理事会の承認を得た者とする。

4 賛助会員は、栄町に住所又は事務所がある個人又は団体であってセンターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たものとする。

(入会)

第 7 条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(会費)

第 8 条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第 9 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、第19条第2項に定める総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 当法人の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、正会員又は賛助会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき
- (2) 栄町内に居住しなくなったとき
- (3) 死亡し、又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 総会

(総会の種別)

第13条 当法人の総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会を持って一般社団法人・財団法人法上の社員総会とする。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の権限)

第15条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬の額
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算報告（貸借対照表及び損益計算書）
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年1回、年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 総正会員の10分の1以上から会議の目的を記載した書面により、開催の請求があったとき

(3) 第24条第1項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(総会の招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、請求があった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を記載した書面により、少なくとも開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれにあたる。なお、議長は、正会員として議決に加わる権利を有しない。

(総会の決議)

第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 公益事業を行うために不可欠な特定な財産の処分

(6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面表決等)

第20条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ議案として通知され

た事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条及び次条第1項第3号の規定の適用により、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第21条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員数、書面表決者及び表決委任者の場合はその氏名、その旨を附記すること
 - (4) 審議事項及び決議事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、総会において選出された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

第4章 役員等

(種別および選任)

第22条 当法人に、次の役員等を置く。

- (1) 理事 5人以上10人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、理事の互選により1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、1名を副会長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 常務理事を必要に応じて、理事の互選により定めることができる。
- 6 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務)

第23条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 3 会長、副会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次にその職務を代行する。
- 4 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第1項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代行する。
- 5 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の日常の業務を執行する。
- 6 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の決議に基づき業務を執行する。
- 7 常務理事を必要に応じて、理事の互選により定めることができる。
- 8 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 9 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

（監事の職務）

第24条 監事は、次に掲げる職務を行い、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- (1) 財産及び会計を監査すること
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び総会において報告すること
 - (4) 前号の報告をするため、必要があるときは、理事会及び総会の招集を請求し、又招集すること
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（任期）

第25条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の残任の満了する時までとする。
- 3 役員は、再任することができる。
- 4 役員は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（解任）

第26条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合においては、第19条第2項の決議により行うことができるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の決議を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第27条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において別に定める報酬等の基準に従って算出した額を、総会の決議を経て報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）として支給することができる。

- 2 役員には、旅費及び会議等費用を弁償することができる。
- 3 前各項に関し必要な事項は、総会の決議を経て、会長が定める。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の責務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第29条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第31条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定

- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画は収支予算の承認
- (7) 会費

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (6) 第 29 条の責任の一部免除契約の締結

(理事会の開催)

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第 24 条第 1 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき

(理事会の招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 号により理事が招集する場合及び同条第 5 号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第 2 号及び第 4 号に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を記載した文書をもって、少なくとも開催の日から 7 日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 議長の氏名
 - (3) 理事会に出席した理事及び監事の氏名
 - (4) 審議事項及び議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果並びに発言者の発言要旨
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、理事会において選出された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第37条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第38条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は会長が理事会の決議により別に定める。

(費用の支弁)

第39条 当法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 会長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、その事業年度終了後2か月以内に総会を開催して承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 財産目録

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により変更することができる。

(解散)

第44条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第45条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、余剰金の配分を行わない。

第8章 事務局

(事務局)

第46条 当法人の事務を処理するため、当法人に事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第47条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第48条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 雑 則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、当法人の設立日から施行する。

(経過措置)

2 当法人の設立初年度の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立日から平成22年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成24年度9月29日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年度5月18日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年度6月4日から施行する。

(設立時役員)

3 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	赤羽 規至男
設立時理事	佐藤 泰正
設立時理事	穴原 昌弘
設立時理事	吉田 俊三
設立時理事	小林 容夫
設立時理事	村越 豊
設立時代表理事	中川 博明
設立時監事	梅村 紀明
設立時監事	茨田 とも子

(設立時会員の氏名及び住所)

4 当法人の設立時会員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時会員	住所 千葉県印旛郡栄町安食台3丁目2番7号
	氏名 中川 博明
設立時会員	住所 千葉県印旛郡栄町南ヶ丘1丁目21番2号
	氏名 赤羽 規至男
設立時会員	千葉県印旛郡栄町安食台2丁目5番13号
	氏名 佐藤 泰正

(法令の準拠)

5 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人栄町シルバー人材センターを設立するため、この定款を作成し、設立時会員が次に記名押印する。

平成21年10月23日

設立時会員	住所 千葉県印旛郡栄町安食台3丁目2番7号
	氏名 中川 博明
設立時会員	住所 千葉県印旛郡栄町南ヶ丘1丁目21番2号
	氏名 赤羽 規至男
設立時会員	住所 千葉県印旛郡栄町安食台2丁目5番13号
	氏名 佐藤 泰正